

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

償却資産とは、個人または法人で工場や商店を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具・備品など(土地・家屋を除く)のことです。平成29年1月1日現在で償却資産を所有している方は、申告をお願いします。

なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

- 【申告が必要な方】**
- 市内で事業を営んでいる個人または法人
 - 市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人
 - 太陽光発電設備による売電を行っている人
- ※該当の有無については、7ページの診断チャートで確認してください。

【申告期限】平成29年1月31日(火)

【申告方法】昨年まで申告している方は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。

※ただし、昨年電算申告をした方、事業を始めた方、新たに申告する方は、平成29年1月1日現在所有している償却資産すべてを申告してください。昨年申告のあった方には申告用紙を郵送していますが、新たに申告する方や、申告用紙が届かない方は、税務課まで連絡してください。

平成27年10月から社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されたことに伴い、申告者の法人番号または個人番号の記載が必要になります。

◆償却資産の対象となるもの(業種別の例)

共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備、太陽光発電など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車、発電機など
料理飲食店業	厨房設備、冷凍庫、冷蔵庫、接客用家具、カラオケ機器など
小売業	陳列台、陳列ケース(冷凍機・冷蔵機付を含む)、日よけなど
医(歯)業	医療機器(ベッド、レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等)、調剤機器など
不動産貸付業	門扉・塀・緑化設備などの外構工事、駐車場等の舗装および機械設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
農業	農業用機械類

◆償却資産の対象とならないもの(主な例)

- 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車、小型自動車
- 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの
- 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、法人税法または所得税法の規定により一時に損金または必要経費に算入するもの

●中小企業等経営強化法に基づく課税標準の特例について

中小企業等が「中小企業等経営強化法」に規定する経営力向上計画の認定を事業所管大臣から受け、新たに取得した生産力向上に資する一定の「機械及び装置」(平成28年7月1日～平成31年3月31日取得分)について、取得後3年度分の固定資産税における課税標準額が2分の1に軽減されます。

適用を受ける場合には、「計画の申請書及び認定書の写し」および「工業会等による仕様等証明書の写し」(リース会社が申告する場合は、併せて「固定資産税軽減計算書」および「リース契約書の写し」)の提出が必要となりますので、資料を添付し申告してください。

冬ゼミ 冬期講習 小学生授業料無料

と・こ・と・ん・教・室[®]

冬ゼミ小学生 & 小6 中学準備先取りコース 授業料無料

平成進学アカデミー

空間友部校 ☎0296(78)5560
空間稲荷校 ☎0296(72)1466

無料体験受付中

正月入会キャンペーン実施

入会金無料
25,000円

さらに
授業料1月分無料

2017年のSTARTに向けて



知の
開拓
室[®]

